

月間 行事

★各行事の参加フローは、月ごとに変わります。
★予定は変更になる場合がありますので、ご了承下さい。

	月	火	水	木	金	土	日
午前	床屋(第2・3・4) 個別・集団リハビリ	床屋(第1) 個別・集団リハビリ	カラオケ慰問(第1) 音楽療法(第2) ボランティア慰問(第3) 理美容 個別・集団リハビリ	個別・集団リハビリ	理美容 カラオケ教室 個別・集団リハビリ	個別・集団リハビリ	
午後	個別・集団リハビリ	お茶会(第2・3) 個別・集団リハビリ	個別・集団リハビリ	個別・集団リハビリ	料理クラブ(第2・4) 個別・集団リハビリ	個別・集団リハビリ	
月～金		リハビリ体操、		作業活動			

ご案内 老人保健施設

総合病院 南館

病院 5～8F

老人保健施設	4F	療養室		
	3F	療養室（認知症専門棟）	リハビリテーション室	理美容室
	2F	療養室		
	1F	通所リハビリテーション	受付・事務所	相談室



当施設では施設内の連携だけではなく、松波総合病院・まつなみ健康増進クリニック・まつなみケアプランセンター・まつなみ訪問看護・訪問介護ステーションとも緊密な連携を取り、在宅生活にスムーズに移行、そして継続できるようにサポート致します。在宅介護を安心して継続して頂くために、通所リハビリテーションやショートステイのサービスも用意しております。

ご家族様の負担が出来るだけ軽減でき、明るく楽しく、そして後悔しない、有意義な在宅介護生活を送って頂きたいと願い、どうしたらそのお手伝いが出来るのか、これからは鋭意努力していきたいと考えています。



老人保健施設 1F受付 相談員まで、お気軽にご相談下さい。

ご相談下さい

老健運営方針

- ① 明るく健やかで、生きがいのある生活が送れるように 愛とヒューマンテイと 思いやりの精神を持って実践する。
- ② 医療の中で生きる喜びを感じ取れることと リハビリテーションとレクリエーションの 具現化を図る。
- ③ 職員としての資質向上・運営への参加と 連帯意識を醸成する。

私たちは、経営の安定と組織の活性化を図り、職員の働きがいと生活が安定し向上するよう努力します。

私たちは、患者様や利用者様のプライバシーを守り、権利を尊重します。

私たちは、医療における安全を重視し、患者様中心の根拠に基づいた医療・福祉サービスを提供します。

基本方針

私たちは、地域中核の社会医療法人として 地域住民の皆様に、安全で質の高い医療・福祉を効率的かつ継続的に提供する。

理念

社会医療法人 蘇西厚生会

社会医療法人 蘇西厚生会

松波総合病院 介護老人保健施設

〒501-6062 岐阜県羽島郡笠松町田代185-1
TEL 058-388-0322 (代表)
FAX 058-387-7686
E-mail:rouken@mghg.jp



双葉幼稚園の皆さんとの交流会

5月23日（水）笠松町の双葉幼稚園の園児さん30名と先生が施設を慰問されました。

園児さんたちは、日頃から練習していた歌を元気いっぱいに披露され、その歌声に合わせ入所者様も口ずさんでみました。その後、入所者様とゲームをし、楽しい時間を過ごされました。



通所リハビリテーション

少しずつ気温が上がり夏に向かっていく中、皆さん暑さに負けず作品作りや料理クラブ等の活動に取り組まれています。焼き桜餅作りやあじさいの作品作り等、皆さん季節を感じる取り組みに熱心に取り組まれました。

これから熱中症の危険が高くなってまいります。当通所でも脱水症予防をはじめ健康管理に努め、ご利用者様が元気に生活できるようサポートを強めてまいります。



家族介護教室のご案内

当施設では“在宅支援・在宅復帰”という理念のもとで、地域の皆様、ご利用者様、ご家族様を対象に「家族介護教室」を開催しております。

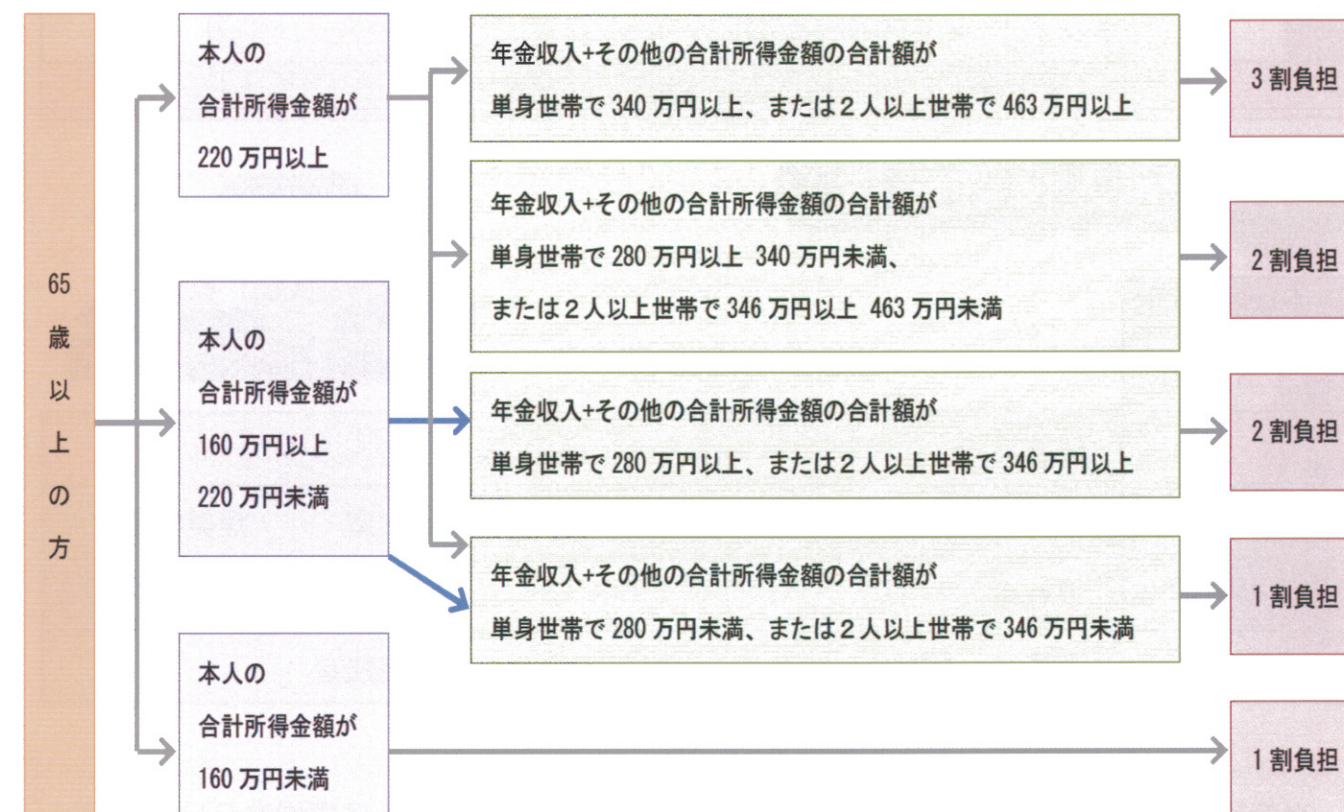
今回は下記の日程を予定しておりますので、友人・知人の方もお誘い合わせの上、多数の方の参加をお待ちしています。（参加申込不要、参加料無料です）

日時：偶数月 第1土曜日 午前11時～11時40分 場所：（松波総合病院南館） 老人保健施設 3階 リハビリ室		
今後の予定	テーマ	担当職員
H30. 10/6(土)	感染予防について	看護職員

（予定内容は変更になる場合がありますので、ご了承下さい。）

平成30年8月より、介護保険の費用負担割合が変わります

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただく必要があります。この利用者負担割合について、これまでは1割又は一定以上の所得のある方は2割となっていたが、平成30年8月から“現役並みの所得のある方”は、現行の2割から3割に引き上げられることになり、次のように3段階となります。



※「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

※「その他の合計所得金額」とは、「合計所得金額」から年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担となります。

※月々の利用者負担額には上限があり、上限を超えて支払った分は高額介護サービス費が支給されます。

◎要介護・要支援認定を受けた方は、毎年6～7月頃に、どの負担割合の方も、市区町村から負担割合が記された証（負担割合証）が交付されますので、ご確認の上、介護サービスをご利用の際はサービス事業者へご提示ください。